

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	搬入時にトラックスケールにて計量・記録し、展開検査終了後、 自社にて施設内運搬路を通して施設内に入場し投入する事とする。		
	施設作業時の 維持管理方法	※別紙維持管理計画書のとおり		
	施設整備・ 点検の頻度	法令に準じた点検整備を主に行い、その他自主点検を併用して実施する。 ※別紙維持管理計画書のとおり		
維持管理に関 する記録及び 閲覧方法	管理帳簿(産業廃棄物内容別・搬入者別・車輛・氏名・地域別に分類)を作成し、 一年ごとに閉鎖し、閉鎖後は廃止まで保管する。閲覧場所:ニセコ運輸(有)本社 時間:8時~5時迄 ※ 閲覧方法は焼却施設及び最終処分場のみ記載			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの 性状	ばいじん (g/Nm ³)	/	/	
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)	/	/	
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)	/	/	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	/	/	
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)	/	/	
放流 水 の 水 質	生物化学的酸素要求量(mg/L)	/	/	
	科学的酸素要求量(mg/L)	/	/	

維持管理計画書

【 目 次 】

I. 受入れ時の産業廃棄物の確認方法	
処分方法に関する事項	-----2
II. 施設管理	-----2
1) 貯留構造物の管理	
2) 貯留構造物管理のための基礎資料	-----3
3) 貯留構造物の損傷防止対策	-----4
4) 施設の点検計画	-----5
III. モニタリング・水質等の環境管理	-----12
浸透水	
地下水	
発生ガス	
IV. 埋立終了後または跡地の管理	-----15
V. 環境管理	-----15
1. 飛散流出防止	
2. 火災対策	
3. 衛生害虫獣などの発生防止管理	
4. 騒音・振動及び粉じん防止	
5. 悪臭発生防止方法	
6. 搬入道路の安全・衛生の確保	
7. 搬入時の廃棄物の確認	
8. 展開検査実施方法	
9. 異常事態への対応	
10. 作業時間	
11. 境界柵	
12. 立札	

産業廃棄物最終処分場の廃止基準（平成10年6月17日施行）

<< I. 受入時の産業廃棄物の確認方法・処分方法に関する事項 >>

最終処分場周辺の環境汚染防止、施設の保全及び埋立作業の円滑化等を図るために最終処分場へ搬入されるゴミの種類や量等の管理が必要になります。

ゴミの搬入時には、原則として以下の項目について把握するものとします。

① ゴミの種類

管理棟横に設置してあるミラーによる目視確認、及び受付簿に記載された種類が安定型処分場において処理可能か判断する。

② ゴミの量

トラックスケールによる計量

ア. 日常検査は、業務開始前に重量が確認できている物を計量して、許容誤差範囲であることを確認する。その結果の「計量伝票」を保管する。

イ. 許容誤差範囲は、±10kgとする。

ウ. トラックスケールは、2年以内に1度外部検査機関で校正する。

エ. トラックスケールに不適合が発見された場合、産廃部部長はそのトラックスケールで計量を行った内容について前回の校正まで遡り、過去の測定結果の妥当性について評価を行う。

オ. 産廃部部長はその評価結果について、品質管理責任者に報告する。

カ. 産廃部部長は、使用するトラックスケールを「試験機器一覧表」に登録し品質管理責任者に報告する。

③ 搬入形態等

産業廃棄物管理票（マニフェスト）によるものとします。

④ 展開検査等

実施方法等については V-8. 展開検査実施方法参照（18頁）

<< II. 施設管理 >>

施設の適切な管理を行うためには、施設の日常点検及び詳細点検を行い、異常が発見された場合や所定の機能が発揮されない場合には、直ちに対策を講じるものとします。

1) 貯留構造物の管理

① 貯留構造物の損傷を防止するため、埋立作業等に関して貯留構造物の損傷防止対策をとるものとします。（下記参照）

② 造物の損傷による事故を防止するため、貯留構造物や周辺地盤を点検して、異常の早期発見に努めます。

③ 貯留構造物に損傷の有ることが判明した場合は、補修計画を立てて補修することとします。

2) 貯留構造物管理のための基礎資料

最終処分場の計画、調査、設計及び施工に関する資料の内、貯留構造物についても必要なものはこれを整理し保管します。

- ① 地質に関する資料
- ② 水文及び気象資料
- ③ 堤体、地下水集排水施設、浸出水集排水施設及び基礎処理の計画並びに設計計算書
- ④ 竣工図
- ⑤ 施工記録
- ⑥ 埋立前の堤頂の高さ、堤体のはらみ出し、傾きなどの初期計測値
- ⑦ その他必要と思われる資料

3) 貯留構造物の損傷防止対策

貯留構造物の損傷を防止するために、以下のような対策をとるものとします。

- ① 埋立作業規定の制定
貯留構造物の近くで作業する際に、構造物を損傷しないための注意や作業方法を定めておくようにします。
- ② 埋立機材オペレーターへの作業教育
埋立機材の衝突などで貯留構造物に思わぬ大きな力を及ぼすことがあるので、埋立機材の運転には、特に注意する必要がある。この点について、作業オペレーターの教育を実施し作業員の災害防止意識を徹底します。
- ③ 埋立工法の明確化と作業員への周知
特に、貯留構造物に接する部分を良質土で埋め立てる工法や、埋立地表面の高さなどは明確に定めておき、作業員にも周知させておくことが重要であり、貯留構造物の近くで作業が行われる時期には、これらの点を理解して掲示をしておくこと等は有効な方法と考えます。
- ④ 地震、大雨等異常事態の対策
地震、大雨等の異常時に、貯留構造物が倒壊したり、又はその恐れがあるときには、埋立ゴミの流出を防ぐために、土のう積み等の対策を取れるようにしておくものとします。
- ⑤ その他

【埋立作業中に貯留構造物を損傷する原因】

1. 埋立機材の衝突
2. 構造物近くでの転圧作業
3. 埋立地内の滞水位の急低下による間隙水圧の発生
6. 埋立の滞水位の急上昇、急降下による間隙水圧の上昇
7. 異常乾燥
8. 地震力
9. その他

4) 施設の点検計画

貯留構造物の損傷を早期に発見することは、周辺環境への影響を最小限に留め、経済的な補修方法を採用することを可能にします。

さらに、貯留構造物を損傷する原因を早期に発見することは、その原因を排除し損傷を防止することも可能にします。

このためには、計画的な点検を行うことが重要であり、点検に当っては埋立地の構造、貯留構造物の構造に見合った点検方法や頻度などを定めた点検計画を作り、実施するものとします。

【日常点検】

周辺の環境に影響を及ぼすことなく埋立を行うために、貯留構造物の損傷防止及び損傷の早期発見を主目的とします。

万一、損傷が認められた場合には、損傷の原因や補修の必要性などを検討するための情報が得られるようにします。

【詳細点検】

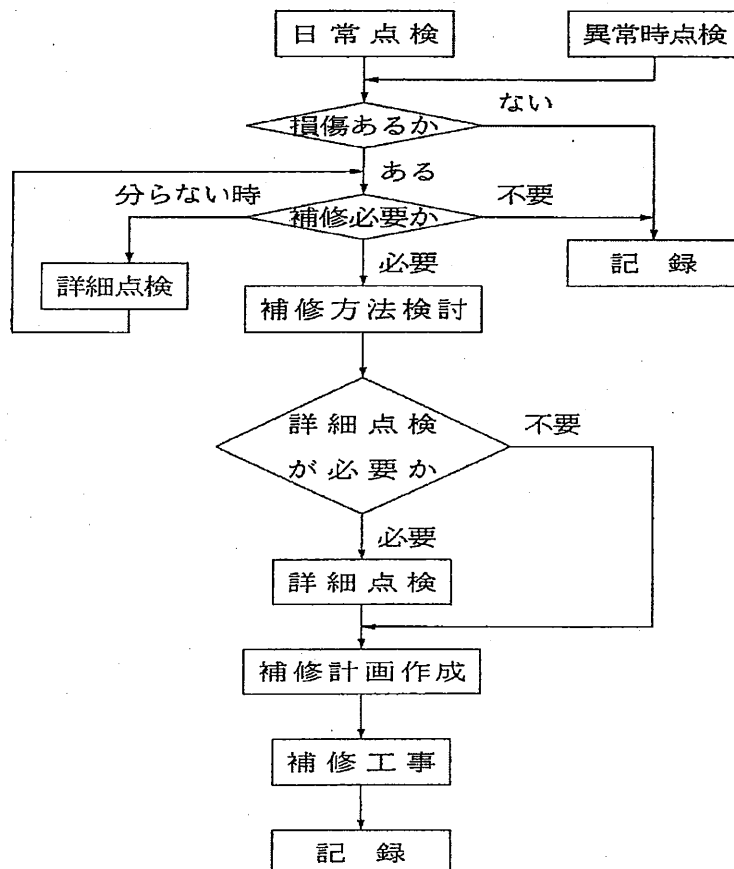
貯留構造物に損傷があることが判明しても、原因が不明な場合や補修の必要性が不明な場合あるいは、補修方法を検討するために必要な場合などに実施する点検として試験装置を使ったり、必要に応じてボーリング調査等を行う。

【異常点検】

地震、大雨、凍結などの異常時に貯留構造物に損傷がないか動かを調べるために行ういます。

【点検の手順】

上記点検を行う手順としては、下記のフローチャートのとおりとします。



a-1. [盛土堤の日常点検]

- ① 堤体へのゴミ、土砂の堆積状況
- ② 堤体への雑草の植生状況
- ③ 堤体からの湧水の有無
- ④ 堤体の亀裂の有無
- ⑤ 堤体土の膨潤の有無
- ⑥ 堤体の沈下状況
- ⑦ 小段の侵食状況
- ⑧ 法面の侵食、洗掘状況
- ⑨ 法面のはらみ出し状況
- ⑩ 法面の滑落、崩壊の有無
- ⑪ 基礎の沈下状況
- ⑫ 地盤・地山からの漏水の有無
- ⑬ 地山の滑落、崩壊の有無
- ⑭ その他

a-2. [盛土堤の詳細点検]

① 漏水量測定

水みちが出来て水が流れている状態や盛土堤の表面からにじみ出ている状態等が認められた場合には、漏水量の増加を注意して観察することが必要である。

また、漏水が認められた場合は、その量を容器を用いて定期的に観測し、漏水量の変化に注意しておく必要がある。

漏水量が急激に増加するような場合は、崩壊の前兆である可能性が高いので早急に対策を講じる必要がある。

さらに、漏水が認められた場合、その漏水が地下水であるか浸出水であるか水質検査を行い確認することも重要である。

② 沈下量測定（堤体）

堤体の沈下量の測定は、堤体の天端の標高を水準測量すること等によって行う。

測定の結果、特に変化が大きかったり、局所的な沈下があることが認められた場合には、その原因を調査し対策を立てる事とします。

沈下量の測定は下記の通り

建設後1年間-----3ヶ月に1回以上

堤体の付近の埋め立て後1年間----3ヶ月に1回以上

その他-----年に1回

③ 埋立地滞水位測定

堤体の水抜き管からの水を水抜き管を利用して埋立地内のおおよその滞水位を観測します。

④ 地下水位測定

ボーリング孔を利用して測定します。

⑤ 堤体内部状況の調査

ボーリングを行い、コア観測やコアを利用した土質試験等により堤体内部の土の状態を判断する。

⑥ その他

堤体の法面の傾斜角等の測定を行うなど、必要と思われる事項

a-3. [盛土堤の補修]

補修方法は、損傷の原因とその状況に応じて適性な方法を選ぶ必要があります。
一般的な補修方法は、下記のようなものがある。

- ① 押さえ盛土の施工
- ② 土留擁壁の施工
- ③ 張りブロックの施工
- ④ グラウト工法の施工
- ⑤ 法尻砂利（布団カゴなど）の追加
- ⑥ 縦排水溝の施工
- ⑦ 排水ドレーンの設置
- ⑧ 堤体表面に遮水工設置
- ⑨ 基礎地盤、地山の改修または改良
- ⑩ その他

b-1. [雨水集排水施設、浸出水防災調整地、放流施設の日常点検]

雨水集排水設備の日常点検は、以下の項目について行う。

1-1. 集排水路

- ① U型側溝、集水柵、接続柵等の損傷及び不等沈下の有無
- ② U型側溝、集水柵、接続柵等の土砂の堆積状況
- ③ 溢流箇所や滞水箇所の有無とその状況
- ④ 遮水工との接続部の異常の有無
- ⑤ 周辺部からの水及び土砂の流入状況の確認
- ⑥ 周辺部の雑草などの生育状況
- ⑦ その他

2-1. 雨水集排水施設の清掃作業

- ① 側溝、集水柵、接続柵に堆積したゴミや土砂の清掃
- ② 側溝等肩部周辺に生育した雑草除去、地ならし
- ③ その他

b-2. [雨水集排水施設の補修]

補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分に検討した上で、補修方法等を検討し補修計画を策定するものとします。

又補修にあたっては、周辺への環境への影響、他の構造物への影響、埋立作業への影響、必要な経費等を考慮するものとします。

1-1. 集排水路、放流施設

- ①コンクリートのひび割れや欠落は、エポキシ樹脂注入、パテ、あるいは早強セメントによる修理などによる補修を行います。
- ②不等沈下による継目のずれや破壊等は、基礎地盤を調査し、地盤の改良、改修も併せて行います。
- ③管渠などの取り替えを行うときは、基礎地盤を調査し、取り替え後不等沈下が起こらないように基礎、地盤などを改良します。
- ④管渠などの損傷程度によっては、管路を別の位置へ移設することも考える。
- ⑤その他

d-1. [地下水集排水施設の日常点検]

地下集排水施設の日常点検項目については、豪雨、地震時などの異常時や周辺地区の開発行為時にも以下の項目について行います。

- ① 地下集排水口の水量
地下水集排水口において、廃棄物の埋立以前からの流量を観測し、その季節や日変動パターンなどを把握しておき、定期的な監視結果との比較統計を行う。
- ② 地下水集排水口における水質
外観、PH、電気伝導率、塩化物イオン濃度
(詳細、点検頻度は、Ⅲ. モニタリング・水質等の環境管理にて記載)

【 水 量 】

降雨ならびにその浸透量の季節変動などによる影響を受けて地下水位は変動する。そこで、月に1回程度(電気伝導率、塩化物イオンの測定時に兼用)に水量を観測してその変動パターンを整理しておきます。

【 水 質 】

地下水等の基本構成の変化を把握するうえにおいて、目視による外観の変化の確認が重要であります。

e-1. [浸透水集排水施設の日常点検]

浸出水集排水施設の日常点検項目については、以下の項目について行います。

① 地表にある状態の集排水管及び送水管

- ア. 管のひび割れ、穿孔
- イ. 管へのスケールの付着
- ウ. 管の継ぎ手からの漏水
- エ. 被覆剤の流失、形状変化
- オ. 管の詰まり（出水口及び管内の点検）
- カ. その他

② 埋立ゴミ層の下に埋まった状態の集排水管

この場合は、集排水管の損傷の有無を以下の項目などから総合的に判断する方法をとることになります。

- ア. 浸出水集排水施設の出水口での水量の変化
- イ. 埋立地内の滞水
- ウ. 地表面の亀裂、陥没
- エ. 管の詰まり（出水口及び管内点検）
- オ. その他

e-2. [浸透水集排水施設の日常点検、詳細点検の方法]

① 地表にある状態の集排水管

日常点検は、目視による点検を主体とします。

異常の可能性が認められた場合には、異常のあった管を取り外して内部を見たり、出水口から管の内部を覗いたりする方法も考えられます。

② 埋立ゴミ層の下に埋まった状態の集水管

この状態での損傷は、「1. 浸出水集排水施設の出水口の水量が減少した。」

「2. 埋立地内の滞水位が上昇した、又は埋立地内の水はけが悪い」などの状況から判断することになります。

しかしながら、集排水管の一部が破損して詰まったとしても、すぐに浸出水の水量の現象や埋立地内の滞水位の上昇が起こることは少ない。

大雨などの後に、埋立地内の滞水位がなかなか下がらない（水はけが悪い）といった現象が見られたとき、底部集排水管に変状の可能性があると考えられる。

変状の可能性が認められた場合は、損傷した集排水管の位置を確定しなければならないが、このための詳細な点検項目としては以下の方法も有効であると思われる。

- ア. 埋立地内の滞水位を集排水管に沿って数ヶ所測定し、その水位の状況から異常のある位置を推測する。
- イ. 集排水管に向かって縦穴を掘り、集排水管内部の流量を調べて、異常の有る位置を推定する。
- ウ. 集排水管の出水口に近い部分では、マイクロカメラによる管内点検も考えられる。
- エ. その他最善と思われる方法

【点検の頻度】

a) 地表にある状態の集排水管	週 1 回程度又は他施設の巡回点検と併せて実施。
b) 埋立ゴミ層のしたに埋まった状態の集排水管	a) と併せて点検実施 降雨時などの水はけの状態等 月に 1 回程度降雨量浸透量との照合を行う。

e-3. [浸透水集排水施設の補修方法]

補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分に検討した上で、補修方法等を検討し補修計画を策定するものとします。
又補修にあたっては、周辺への環境への影響、他の構造物への影響、埋立作業への影響、必要な経費等を考慮するものとします。

- ① 地表にある状態の集排水管
 - ア. 破損した管の取り替え
 - イ. 破損した管の修理
 - ウ. スケーリング、目詰まり成分の除去
 - エ. その他

② 埋立ゴミ層の下に詰まった状態の集排水管

この場合は、集排水管の損傷によって起こる障害が埋立地内の滞水位の上昇であるから、この障害を取り除く方法で補修方法を考えた方が良い場合がある。
例えば、被覆材の目詰まりや管内のスケールの付着は一部だけの現象でなく全域に及んで場合が多いと考えられる。

この場合には、集水ピット等の地下集水施設を数ヶ所新設することによって、埋立地内の滞水位を下げるような方法がある。

g-1. [地下水観測井の点検]

①観測井の点検にあたっては、以下のような事項の把握のための情報を収集することが必要であります。

- ア. 損傷の有無
- イ. 損傷の原因
- エ. 損傷の必要性、緊急性
- エ. 修復方法

②モニタリング設備（電気伝導率、PH計）の点検については以下の情報が必要です。

- ア. 計器の破損の有無
- イ. 計器の破損の原因
- ウ. 計器の交換頻度

③観測井の点検

ア. 観測井の開口部からの雨水流入の防止対策

雨水が観測井の開口部から流入した場合、地下水の希釈あるいは懸濁が生じ的確な実測値が得られない危険性があるため、観測井の開口部には常時キャップを行う必要がある。

イ. 観測井の損傷点検

観測井に損傷が生じた場合、適確な実測値が得られない危険性がある。したがって、損傷を発見し次第、早急に補修するものとします。

ウ. モニタリング設備の点検

モニタリング施設の点検においては、以下のとおり

- a) 標準値の確認
測定毎に標準値の点検を行うものとします。
- b) 測定部の汚れ、損傷
測定部が汚れている、あるいは損傷していると正確な測定値が得られない。したがって、測定部の洗浄及び破損の確認については測定前に確実にを行うものとします。
- c) 測定部の交換
測定機器の耐用年数は、その機種によってことなるが、最終処分場からの浸出水を測定することも考慮すると約1～3年程度といわれている。
又、測定に関しては常に精度が要求されるため損傷等が認められなくても最低2年程度で交換するものとします。

Ⅲ. モニタリング・水質等の環境管理

1). 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し保管します。

1-1. 浸透水に関する検査内容及び頻度、検査方法
【浸透水】

- ① 排水基準等「総理府令」に係る項目（②の項目を除く）
別紙様式 50 維持管理及び災害防止に関する計画書参照の事
1回/月

埋立期間中

項目	基準
BOD	BOD 20mg/l 以下

終了後（廃止直前）

項目	基準
BOD	BOD 20mg/l 以下

- 検査方法 -

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法
(平成十年六月十六日 環境庁厚生省告示第一号)

② 浸透水の地下水等の検査項目

埋立て期間中 1回/年
埋立て終了後 廃止直前

埋立期間中、埋立終了後

地下水等検査項目及び基準値	基準値	地下水等検査項目及び基準値	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
カドミウム	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	テトラメチルチアムジスルファイド (チチム)	0.006mg/l 以下
ポリクロルネイテッドビフェニル (PCB)	検出されないこと	2-クロロ-4,6-ビス (イフルアミノ) -s-トリアジン (シマジソ)	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	S-4-クロロベンゾール=N,N-ジイフルチカ	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	ルバマート (チオベンカルブ)	

1-2. 地下水に関する検査内容及び頻度、検査方法

【地下水】

①埋立開始前

- 1) 地下水等検査項目（最終処分場省令〔昭和52年環境省令第1号〕等）
- 2) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度

②埋立開始後

- 1) 地下水等検査項目（最終処分場省令〔昭和52年環境省令第1号〕等）
1回/年
- 2) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度 1回/月
- 3) ダイオキシン類の濃度（埋立当初1～2年 1回/年）

地下水等検査項目及び基準値	基準値	地下水等検査項目及び基準値	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
カドミウム	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	テトラメチルチウムジスルไฟド [*] （チウム）	0.006mg/l 以下
ポリカルネイテッドビフェニル（PCB）	検出されないこと	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（シマジン）	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチカルバマート（チベンソルブ [*] ）	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下		
ダイオキシン類	1pg/l 以下	ダイオキシン類の測定は埋立開始当初1～2年程度	

※) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には速やかに、地下水等検査項目（ダイオキシン類の濃度含む）について測定し、かつ、記録保管することとします。

又、地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとし、詳細については、災害防止計画書参照

- 検査方法 -

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成十年六月十六日 環境庁厚生省告示第一号）

（ダイオキシン類の濃度については、平成12年環境省告示第1号）に準ずるものとします。

1-3. 埋立終了後の水に関する検査内容及び頻度、検査方法

【浸透水】

BOD 20mg/l以下

1回/3ヵ月

地下水等検査項目

廃止直前

(最終処分場省令〔昭和52年環境省令第1号〕等)

※1-3、廃止に当たっては、その直前に水質検査を行う事が必要。

- 検査方法 -

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法
(平成十年六月十六日 環境庁厚生省告示第一号)に準ずるものとします。

- 2). 廃止の確認の申請に直前にガスの発生が認められないこと、又は廃止の確認の申請の直前2年間異常に渡りガス発生量の増加が認められないことを確認すること。
- 3). 1)、及び維持管理に関する記録並びに帳簿については、年度ごとに閉鎖して廃止までの間保存し、閲覧場所は当方(ニセコ運輸(有)本社)にて行うものとします。
- 4). 廃棄物搬入の記録は、廃棄物内容別、搬入者別、車輛、氏名、地域別に分類記録し、整理保管するものとします。

IV. 埋立終了後または跡地の管理

埋立完了後の維持管理項目

- ① 最終覆土の施工状態、沈下、破損状況
 - ② 発生ガスの定期的な測定、悪臭の発生状況
 - ③ ハエ、蚊等の衛生害虫等の発生状況
 - ④ 地下水などの水質検査
 - ⑤ 埋立地内部の温度
 - ⑥ 埋立場周辺の作物などの生育状況（生活環境）
 - ⑦ U型側溝の土砂及び落葉等の堆積物の除去・貯留排水構造物の点検
 - ⑧ 浸透水の水質検査
- ①～⑧の項目について維持管理を行う事とします。
尚、具体的な管理方法についてはII.施設管理の章を参照の事。

V. 環境管理

1. 飛散、流出防止

- 1). 搬入された産業廃棄物が飛散、流出をしないよう、これらの問題が発生すると思われる廃棄物には、即時廃棄物が露出しない状態になるまで覆土を行います。
通常の作業としては、一日の廃棄物（セル）に対して即日覆土（不燃物主体で比較的形状の大きいごみの場合 30～50cm, 破碎ごみの場合 15～20cm）をし、廃棄物のおおよそ 3m 程度毎に 50cm 程度の中間覆土をし、埋立完了期には、50cm の最終覆土を行いその後草地にするものとします。
- 2). 搬入車輛に覆いを取り付ける等搬入時に車輛より廃棄物が飛散しないような対策をとります。
- 3). ゴミの飛散の発生状況の監視を行い、飛散が生じている場合は速やかに清掃するものとします。この巡回は原則として 1 回 / 1 日実施するものとします。

2. 火災対策

- 1). 最終処分場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立て札等で主要個所に表示しさらに社員教育と搬入業者の教育を徹底し防災訓練などの実施も行います。
- 2). 消火設備の設置位置が明確に分かるよう表示版等を設置します。
消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるよう、年 1 回の点検整備を行うこととします。
- 3). 防火用の土砂を確保しておきます。（覆土材兼用）
- 4). 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないかの確認（廃止基準）。

3. 衛生害虫獣などの発生防止管理

最終処分場で問題となる可能性のある衛生害虫獣は、ハエ、ネズミ、カラス、野犬等であると思われます。

カラスは、ゴミ、特に厨芥類を摂食するために処分場に飛来し、近隣に畑などがあればこれを荒らしかねません。

ハエやネズミは処分場に搬入される厨芥を餌として繁殖し、病原菌の媒介者としての危険性も考えられます。又、ハエは大発生すると周辺地域に不快感を与えることがあります。したがって、これらの衛生害虫獣が発生しないように、またこれらが発生した場合には速やかに駆除できるように管理するものとします。

また害虫が発生した場合、原因を追求し適切な対策をとるものとします。(下表参照)

【害虫獣発生防止表】

衛生害虫獣	発生時期	防止対策	効果	覆土状況
カラス		即日覆土	効果大きい	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm
		爆音機	一時的効果あり	
		目玉風船	一時的効果あり	
		10m間隔にナイロンテングスをはる。	効果はあるが切れやすい。	
		猟銃による駆除	効果あり	
ハエ	5~10月	薬剤散布 (界面活性剤、ダイアノシン、殺虫剤)	発生なし	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm
ネズミ		覆土	駆除を継続すれば効果あり	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施
		刹鼠剤、毒餌の使用	効果あり	
その他		最善と思われるもの		

4. 騒音・振動及び粉じん防止

搬入車両による道路交通騒音・振動については走行速度の制限や搬入道路の管理などを行うことにより、周囲への影響を与えないようにする。

埋立作業機械による騒音・振動は、処分場の土堰堤により多少の防音効果が期待できるが、騒音による近隣への影響が大きいと考えられる場合等は低騒音型の機械を採用いたします

粉塵に関しては、飛散することの無いように水の噴霧を行い、さらに粉じんを伴った、廃棄物が搬入された場合、迅速に覆土を行い飛散防止に努めます。

5. 悪臭発生防止方法

悪臭物質が処分場に持ちこまれた場合は周辺に悪臭が飛散する前に、各セル毎の覆土を徹底するものとし（厚さ 20 cm）、それでも悪臭が発生ひどい場合には、更に覆土を施すか、消臭剤の散布などを行う事により悪臭の発生を抑制するものとします。

6. 搬入道路の安全・衛生の確保

- 1). 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置し、安全の確保に努めます。
- 2). 搬入路道路は常に清掃し、清潔の保持を努めるとともに必要に応じて補修などを行います。
- 3). 処分場内の速度制限を徹底いたします。（時速 20km～30km 程度）

7. 搬入時の産業廃棄物の確認

投入される産業廃棄物は、当該処分場で処理できる種類以外のものの混入を未然に防止するため、次のとおり管理します。

- 1). 隣地で操業しているリサイクルセンターがあるため、トラックスケール及び管理棟は、現状で使用しているものを流用します。車輦に積んだ状態の廃棄物を目視により処理できる種類かどうかを管理棟で確認し搬入道路へ誘導します。
 - 2). 処分できる廃棄物以外のものが混入されないようにするため、排出業者との連携を密にし、多様化する廃棄物の処理対象毎の分別や有害物質等の除去をより円滑に行えるようにしてまいります。
 - 3). 産業廃棄物の種類、性状、及び特性を契約書、マニフェスト、目視等で確認するとともにこれらが不明の場合は当該廃棄物は受け入れないこととし、もし対象外の廃棄物が確認された場合には、速やかにこれを引取ってもらうものとします。
 - 4). マニフェスト以外に管理帳簿（廃棄物内容別・搬入者別・車輦・氏名・地域に分類）を作成し、一年毎に閉鎖し閉鎖後は処分場廃止までの間保管します。
-

8. 展開検査実施方法

(1) 展開検査場所での確認方法

- ア. 搬入された産業廃棄物を積み降ろす前に再度、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれ示ないかを車上から目視で確認する。
- イ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明した場合は、搬入処理を拒否する。
- ウ. 搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査し、当該廃棄物の混入が確認された場合は、人力や選別機械等を用いて分別する。
- エ. 上記ウの分別が遠やかに終了した場合は、搬入業者に安定型産業廃棄物以外の廃棄物等を引き渡す。
搬入業者が帰ってしまった場合は、別途用意したコンテナ等に当該廃棄物を一時保管し、搬入業者に連絡し、遠やかに引き渡し手続きを行う。
- オ. 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおおよその量を別紙「安定型処分検査報告書」に記録し、保管する。
- カ. 展開検査については、搬入車両ごとに行い、上記オまでの作業が終わるまでは、次の搬入車両に関して上記のウの作業は行わない。

(2) 展開検査の終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出：業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値等の訂正を行うか、新たに再発行してもらう。

展開検査の精度の向上

展開検査により選別が行われ、安定型最終処分場に埋め立てされる産業廃棄物の熱しやく減量の測定を定期的に行う。

9. 異常事態への対応

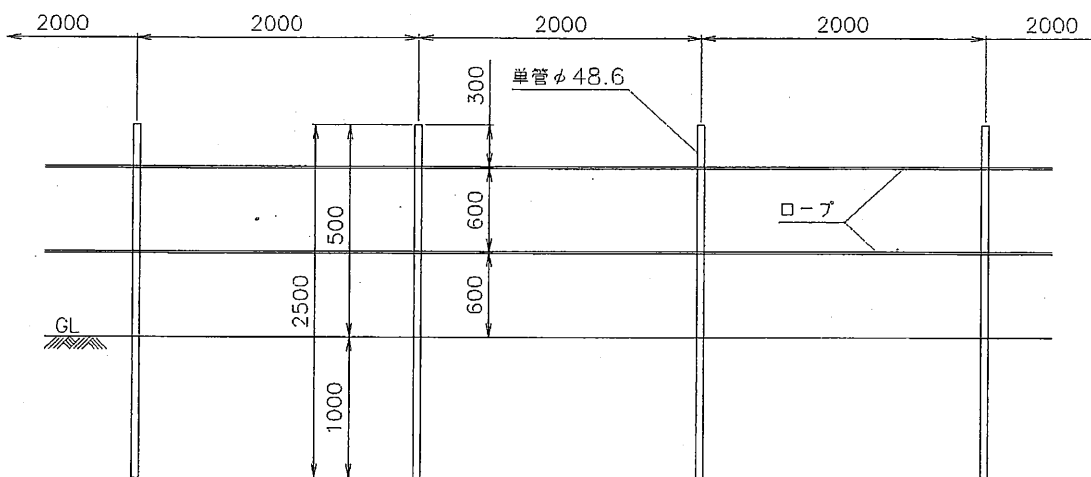
施設から浸出水が流出する等の異常事態が発生したときは、支庁、町、消防署及び警察署等、関係する機関への連絡を行い、直ちに当該施設の運転を停止し、流出した浸出水の回収その他状況に応じ生活環境保全上必要な措置を講じます。(災害防止計画書参照)

10. 作業時間

作業時間は、原則としては午前8：00から午後17：00までとします。

11. 境界柵

本計画は、産業廃棄物処理施設の敷地境界を明確にすることと、みだりに施設内に入出入りするのを抑制することを目的に高さ1.5mのフェンスを設置致します。



12. 立札

産業廃棄物の処分場である事を表示する立札の設置は入り口部門扉の箇所に表示するものとし、見えやすい場所に設置するものとします。

尚、立札が破損等した場合は、補修、復旧するものとし、表示事項に変更があった場合は速やかに書替えるものとします。

【産業廃棄物最終処分場の廃止基準】

(平成10年6月17日施行)

○覆土等の措置が講じられていることにより悪臭の発生が認められないこと。

----1条3項2号

○覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置が講じられることにより火災の恐れが認められないこと

----1条3項3号

○覆土等の措置が講じられていることにより、はえ・蚊等の衛生害虫等の異常な発生が認められないこと

----1条3項4号

○地下水等の水質検査の結果が、次に該当しないこと

- ・現に基準に適合していない
- ・検査結果の傾向から、基準に適合しなくなる恐れがある

ただし、埋立処分開始前及び開始後の水質検査結果に基づく水質の変動から水質が悪化したと認められないとき、又は最終処分場以外の原因により水質が悪化したことが明らかな場合を除く

----1条3項5号

----2条3項2号

○廃止の確認の申請の直前にガスの発生が認められないこと、又は廃止の確認の申請の直前2年間以上にわたりガス発生量の増加が認められないことを確認すること。ガス発生量に係る測定結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要があること

----1条3項7号

測定頻度は、ガス発生が認められた場合は原則として3ヶ月に1回以上とする。

○埋立地の内部が周辺の地中温度と比べ異常な高温(温度の差が20℃以上)になっていないこと。

廃止の確認の申請直前の埋立地内部の状態について確認する。

----1条3項8号

○概ね50cm以上の厚さの土砂等による覆いにより開口部が閉鎖されていること
覆土等の覆いの損壊が認められないこと。

区画埋立地では、金ての区画が覆いにより閉鎖されていること。

----1条3項9号

----2条3項2号二

○埋立地からの浸出液又はガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないこと(観測井以外で採取された地下水の水質の悪化・埋立地から発生したガスや放流水(浸透水)による周辺の作物の立ち枯れ等)

----1条3項11号

○地滑り防止工又は沈下防止工、擁壁・堰堤設備、及び雨水等の排出設備(既存設備を除く)について、構造基準に適合していないと認められないこと。

----2条3項2号ハ

○廃止の申請の直前に行われた浸透水の水質検査の結果が、次の要件を満たすこと。

地下水検査項目 地下水等の基準に適合

BOD20mg/l以下

----2条3項2号ハ